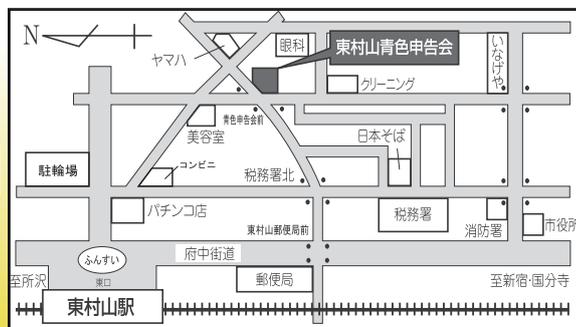


一般社団法人
東村山青色申告会

2021
220号
(8・9月合併号)

〒189-0014 東京都東村山市本町 3-8-16
電話 042-394-4523(代)
FAX 042-394-9240
http://www.aoiro.or.jp



**スマホで完結
あおいろアプリ!**

令和3年10月以降は、アプリで
来局(通常・決算期)の予約が取れます!

最新情報・会員証・会報等がスマホひとついつでも見られる!
面倒な手続き一切なし。ご家族で共有する事もできます。

※初期設定で登録したメールアドレスとパスワードが分かれば
どの端末(別のスマホ・タブレット・PC等)からでも見ることができます。



ダウンロード手順

検索してダウンロード

App Store または
Google Play で

青色申告会

検索

QRコードからダウンロード



※ ダウンロードに係るデータ通信料等は利用者負担となります。

※ PCの場合は下記の URL からご利用ください。

[https://aoiro-app.com/user/user-
login/login?assoc=43](https://aoiro-app.com/user/user-login/login?assoc=43)

ダウンロード後、初期登録が必要となります。初めて利用する方は、アプリ起動後に 新規アカウント作成を
タップして下さい。他の端末で初期登録が完了している場合は、登録したメールアドレスとパスワードでログインできます。

お知らせ・お願い

Let's Try 青色申告(会計ソフト)の貸出は、
9/30 をもちまして終了致します。

事務局は予約制です。
お電話にて ご予約のうえ 来局ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と
消毒、筆記用具のご持参をお願いします。

住所・電話番号など、情報の変更があった場合
各種手続きが必要です。お早めにご連絡ください。

今月の紙面から

- 1 頁 …スマホアプリご案内
- 2~3 頁 …連載インボイス制度第 2 回
- 4 頁 …第 27 回定時総会のご報告
- 5 頁 …講習会・相談会日程
- 6~7 頁 …各種補助金のご案内
- 8 頁 …指導会日程・懸賞つき間違い探しクイズ

税務署からのお知らせ
窓口での納税の受付時間は、令和3年10月1日以降「9時から16時まで」に変更いたします。

連載 インボイス制度
第2回 インボイス制度
のタイムスケジュール

適格請求書 (=インボイス) 発行事業者に 登録する?しない?



- 毎年消費税の申告を行っている方、顧客に消費税の課税事業者が多い方は、登録を検討してください。登録をした年分以降は、毎年消費税の申告が必要となります。
- 顧客に一般消費者が多い方はひとまず様子見でよいでしょう。

2023年10月から「インボイス制度」がスタートし、消費税の申告を行っている「課税事業者」が仕入税額控除※1を受けるためには、原則「適格請求書 (=インボイス)」の保存が必要となります。制度開始後は、消費税の「免税事業者」に支払った仕入や外注費等の必要経費については、納付する消費税額を計算する際に控除※2をすることが出来なくなります。

インボイス制度は一見免税事業者には無関係のようにも思えますが、そうではありません。免税事業者には適格請求書 (=インボイス) を発行する資格がないのです。企業等は消費税額の計算上控除できるように、免税事業者ではなく課税事業者を選択して仕事を依頼するようになり、免税事業者の仕事が減少する恐れがあります(前号連載第1回参照)。

毎年消費税の申告を行っている課税事業者であれば、取引の相手方よりインボイスの発行を求められる場合もあるので、適格請求書 (=インボイス) 発行事業者としての登録をした方が良いでしょう。

それでは、消費税の申告・納付を行っていない免税事業者はどうすべきでしょうか?

もし課税事業者との取引が多い事業であれば、これを継続するためには自分も課税事業者になることを検討したほうがよいかもしれません。

※1 仕入税額控除とは、消費税を納める義務のある事業者が、仕入や外注費などの課税仕入にかかった消費税額を差し引いて納税額を計算することをいいます。

※2 一定期間の経過措置の後、2029年10月以降は全額控除することが出来なくなります。

インボイス制度導入後の変化

	免税事業者	課税事業者(適格請求書発行事業者)
適格請求書の発行	できない	できる 適格請求書には、発行事業者の登録番号が記載(国税庁HPで公表)
課税事業者との取引	減る可能性あり 課税事業者から取引を敬遠される恐れ	そのまま
免税事業者との取引	そのまま	そのまま
一般消費者との取引	そのまま	そのまま
消費税の申告	消費税の申告・納付は必要なし	消費税の申告・納付が必要
記帳等の変化	記帳が簡単 (消費税に関する事項の併記、税率ごとの区分経理等が不要)	インボイス制度に対応した記帳に変更 インボイスの交付義務・控除の保存義務 レジはインボイス制度に対応したものが必要

免税事業者は、主な顧客が一般消費者であれば、インボイス制度による影響をあまり受けません。たとえば、個人の飲食店は一般消費者が主な顧客なので、大きな変化はないでしょう。免税事業者のままであれば、消費税の申告や納付が必要ないというメリットがあります。顧客の動向次第では、免税事業者のままで影響をそれほど受けない可能性もあるので、問題がなさそうであればひとまず様子見でもよいでしょう。

免税事業者のままでいるデメリットは、適格請求書 (=インボイス) を発行できないことにより、課税事業者の取引先が離れていく可能性があることです。このリスクを避けるためには、課税事業者になるしかありません。

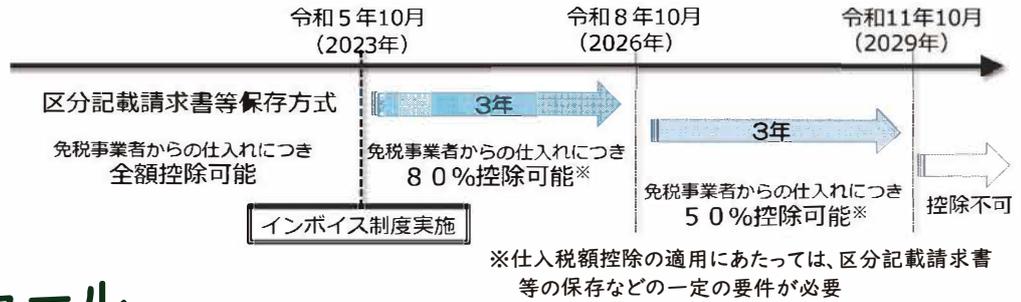
免税事業者からの課税仕入に係る経過措置

- インボイス制度開始(2023年10月)後も3年間は、免税事業者からの仕入についても、仕入税額相当額の80%を仕入税額控除とすることができます。制度開始前には判断がつかない免税事業者は、2026年9月までを目処に、顧客との協議等を行い対応を考えてみるのもよいと思います。

インボイス制度適用後の経済環境の激変を緩和するために、免税事業者等からの仕入税額控除には、2029年9月まで経過措置が設けられています。課税事業者が免税事業者から仕入等を行った場合でも、支払った仕入税額相当額の一定割合だけ仕入税額控除を受けられます。免税事業者からの課税仕入にかかる仕入税額控除

の割合は、図のように段階的に減らされる予定です。「2023年の時点ではまだ決断しかねる」あるいは「他の免税事業者の動静も見てから判断をしたい」という免税事業者も多いかと思います。

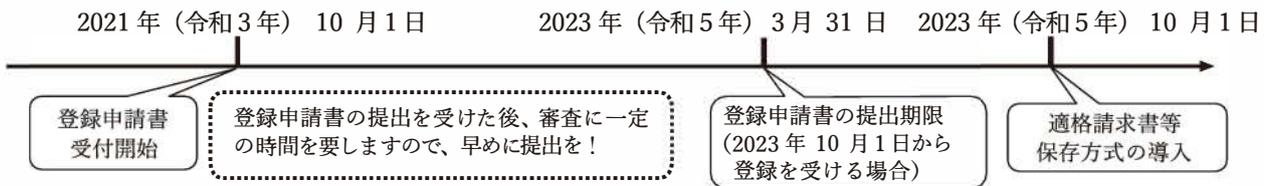
2026年9月までなら、取引先の企業等も仕入税額相当額の80%を控除することができますので、これを目処に、しばらく様子を見るのも一つの手です。



登録申請のスケジュール

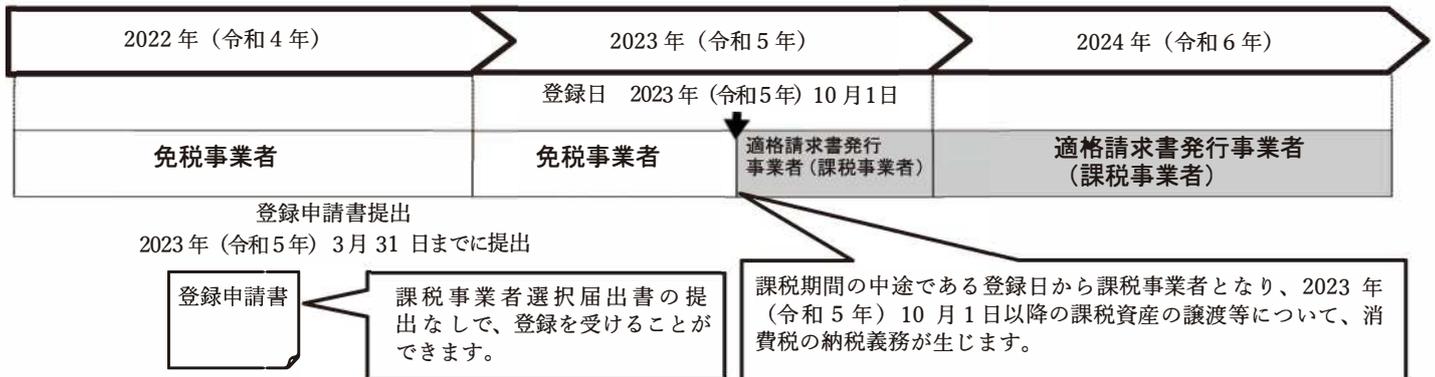
- ・ 適格請求書(=インボイス)発行事業者の登録申請は2021年10月1日から提出可能です。
- ・ 制度開始時から発行事業者として登録する場合には、2023年3月31日までに申請書を提出しましょう。
- ・ 免税事業者がインボイス制度の導入される日(2023年10月1日)から適格請求書(=インボイス)発行事業者として登録する場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要です。制度開始時から新たに課税事業者となった個人事業者は、翌年に2023年10月~12月の取引について消費税の申告・納付が必要となります。

適格請求書(=インボイス)発行事業者に登録するための登録申請書は、2021年(令和3年)10月1日から提出可能です。インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月1日から登録を受けるためには、原則として、2023年(令和5年)3月31日(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日)までに登録申請書を提出する必要があります。



免税事業者が適格請求書(=インボイス)発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。経過措置として、インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月1日を含む課税期間中に免税事業者が登録を受ける場合、課税事業者選択届出書の提出は不要で、登録を受けた日から課税事業者となります。制度開始時から新たに課税事業者となった個人事業者の場合は、翌年に10月~12月の3カ月間分の取引について、消費税の申告・納付が必要となります。

(例) 免税事業者である個人事業者が2023年10月1日に登録を受けた場合



<都税事務所からのお知らせ>

個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

都税 Web口座振替 検索



次号では (業種別) インボイス制度の導入で変わることを解説!

8月10日(火)までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955 平日9時~17時)

第27回定時総会 全議案承認可決!



▲左から原嶋副会長、小山副会長、竹村副会長、大和田会長、石田副会長、島崎副会長、加藤副会長

令和3年6月2日、第27回一般社団法人東村山青色申告会定時総会が、ベルヴィ・ザ・グランにおいて開催された。浅沼淳幸東村山税務署長ほかご来賓の方々の出席のもと、正会員 9,021 名のうち委任状を含め 6,671 名の出席により開会。大和田明徳会長が議長となり、田村稔氏、町田三千代氏の両名が署名人として、すべての議案が満場一致で承認可決された。

新理事・監事 紹介 (※順不同 敬称略)

◆理事

大和田 明徳 (会長)	安 國 幸 治	小美濃 崇鶴子	清 水 真 一
小 山 利 家 (副会長)	田 村 稔	麻 生 眞 一 郎	小 林 満 子
竹 村 元 伸 (副会長)	比留間 嘉代子	土 屋 喜 久 雄	公 盛 健 一
原 嶋 誠 一 (副会長)	松 本 昭 夫	菅 井 秀 孝	八 代 智 志
加 藤 和 子 (副会長)	森 田 俊 明	吉 川 照 子	内 藤 昌 克 (専務理事)
石 田 トキ (副会長)	樋 口 寅 治	川 村 征 宏	◆監事
島 崎 榮 治 (副会長)	清 水 義 雄	神 津 知 男	安 藤 言 寛
小 池 實	福 地 俊 一	大 野 孟	森 田 昌 久
河 西 壽 之	関 根 等	北 山 千 恵 子	飯 田 武 夫
林 田 良 子	荒 木 充 子	大 石 照 美	
町 田 三 千 代	石 塚 ミヨ	金 子 肇	

<広告>

会 員 特 典

東村山青色申告会の葬儀支援サービス

「葬儀支援サービス」とは、万一の際、電話1本で **全国約500の加盟葬儀社** をご紹介させていただく東村山青色申告会が取り入れた皆様の特典サービスです。

「葬儀」についての疑問や心配な事があれば
どんな事でもまずはご連絡ください。

相談だけでも **OK** です

全国儀式サービス コールセンター

24時間365日対応

フリーコール **0120-421-493**

まず最初に「東村山青色申告会」とお伝えください。

ヨ ニ イ ー シ ャ ム

制度運営会社 ㈲全国儀式サービス TEL03-3739-0755

会員の方は
新たな会費のご負担や
制度加入手続き等は
必要ございません

地域担当葬儀社

- ぐらしの友
- 京典
- アスマ

提携斎場

- 東村山エルシーホール
- 大善院会館
- 全龍寺 (普門閣斎場)
- 圓福寺 双樹堂

- 小平サポートセンター
- 延命寺会館
- 総持寺 (大日堂)
- 東禅寺別院 柳澤禅寺

- 東村山市
- 清瀬市

- 小平市
- 西東京市

- 東久留米市
- 浄牧院 (大空会館)

帳簿をつける

65万控除目指して

複式簿記講習会



東京税理士会東村山支部の税理士が講師を務め、1ヵ月間(全8回)で複式簿記を学習しようという講習会です。

初めての方から、より詳しく学習されたい方まで、実務にあった内容で進めていきます。全8回連続しての受講となります。

時間： 午前10時～12時(2時間)

受講料： 無料 定員：6名

持ち物： 電卓・筆記用具

受付開始 8月12日(木) 午前9:00～



1回目	9/2(木)	5回目	9/16(木)
2回目	9/7(火)	6回目	9/21(火)
3回目	9/9(木)	7回目	9/28(火)
4回目	9/14(火)	8回目	9/30(木)

すぐ覚える

マスター講座

(講習費/全行程まとめて2000円)

パソコン初心者講習会



WINDOWSの基本操作から、WORD・EXCEL・インターネット・電子メールについての初心者対象の講習です。下記の日程の中で、ご自分の都合の良い時に、何度でも分かるまで受講できます。

日程	①	②	③	定員
8月24日(火)		1	2	5名
8月25日(水)	3	4	5	
8月26日(木)	6	7	8	
8月27日(金)	9	10	11	
8月30日(月)	1	2		
8月31日(火)	3	4	5	
9月1日(水)	6	7	8	
9月3日(金)	9	10	11	
9月10日(金)	1	2		
9月13日(月)	3	4	5	
9月15日(水)	6	7	8	
9月17日(金)	9	10	11	

①10:00～11:30

②13:20～14:50

③15:00～16:30

1 パソコンの基本とマウス操作

2 ペイントを使ったお絵かき

3 ワード文字入力の基本

4 ワード文字の変換と削除

5 ワード文章の編集

6 エクセル操作の基本

7 エクセル数式・関数

8 エクセル表の編集

9 インターネットの利用の仕方

10 パソコンでメールを送ろう

11 データ保存の仕方

初心者講習会費は、何回受講されても、全てまとめて2,000円です。

- ★ 専門家による相談は、資料をご持参ください。
- ★ 会場は東村山青色申告会 事務局です。
- ★ 相談会・講習会は電話にて事前予約が必要となります。☎:042-394-4523

<広告>

保育士専門の結婚相談所

ラ・ファミリア

保育士さん今日もあなたの優しい笑顔とサポートを園児にありがとう



入会条件 保育士資格を持つ方
保育士と結婚を希望する方
年齢 30・40歳代まで
特色 自分磨き講座があります
(マナーやコミュニケーション力をアップ)
お知らせ 花小金井結婚相談所は
令和3年5月から保育士専門の結婚相談所になりました

友田 多美子

元 ANA 客室乗務員
元日本商工会議所講師
2005年厚労省外部団体(財)
女性労働協「保育サービス講習会」修了
「介護職員初任者研修課程」修了

小平市花小金井2丁目
☎042(465)1535
kekkon-hana2@nifty.com
https://www.hoikushi-kekkon.com/

もっと便利に

応用講座

(講習費/1講座 1,000円)

パソコン応用講習会



パソコン初心者講習会を受講したら、パソコン応用編「ハガキ印刷」にチャレンジしましょう!!

年賀状やチラシの作成など色々な場面で利用できます。ご参加お待ちしております。

日程	時間	講習内容
9/22(水)	10:00～12:00	ハガキ印刷 宛名面
9/24(金)	10:00～12:00	ハガキ印刷 挿絵面
9/29(水)	10:00～12:00	ハガキ印刷 宛名面
10/1(金)	10:00～12:00	ハガキ印刷 挿絵面

応用編講習会費：1講座 1,000円 定員：5名

選べる4種類

専門家による

無料相談会(完全予約制)



日本政策
金融公庫

金融相談会

相談時間は1人 45分

8月17日・9月14日
時間：10:00～12:15

税理士による

税務相談会

相談時間は1人 1時間

8月18日・9月1日
9月15日・10月6日
時間：10:00～16:00

弁護士による

法律相談会

相談時間は1人 30分

8月19日・9月16日
時間：9:00～12:00

新築・不動産管理

相談会

相談時間は1人 1時間

8月20日・9月17日
時間：10:00～16:00

<広告>

◆「なりたい肌」をサポート

ポーラの顔エステ※要予約

POLA



数々の女性誌でベストコスメを受賞しているポーラのスキンケア化粧品 そのテクノロジーを エステ専用化粧品に活用しています。



<店内衛生管理・感染予防対策について>

◀詳しくは、公式ホームページにてご確認ください。

DARIA 東村山西口店

TEL042-932-6577

〒189-0022 東京都東村山市野口町1-17-3SOHJU-303

(餅萬3F 入り口は裏手)

営業時間 9:30～19:00

最終受付時間 18:00

定休日/日・祝日

#キレイになる予感 #ポーラ



@pola_higashimurayamaeki

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請期間

4月分/5月分	: 2021年6月16日 ~ 8月15日
6月分	: 2021年7月1日 ~ 8月31日
7月分	: 2021年8月1日 ~ 9月30日
8月分	: 2021年9月1日 ~ 10月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

2021年7月14日現在

当会は支援金申請の事前確認機関となっています。
詳しくはお電話ください! ☎042-394-4523

注意:休業要請等の協力金が
給付される月は
申請できません!!

お問い合わせ先(月次支援金事務局)
☎ 0120-211-240
受付時間

8:30~19:00(土日、祝日含む全日対応)

緊急事態宣言等の影響で 2021 年対象月の月間売上が 2019 年または 2020 年の同月と比べて 50%以上減少している事業者を対象とした支援金です。

審査が通ると4月~8月の各月で**上限 10万円**、合計最大 **50万円**の給付となります。1ヶ月ごとの審査となるため対象月の帳簿等の書類が必要になります。既に一時支援金を受け取っている事業者の方は事前確認が不要になり提出する書類も一部省略できるようになりました。

初めて申請する方は申請 ID の発行と登録確認機関での事前確認が必要です。
詳しくはQRコードの読み取りもしくは、「月次支援金」で検索!



東京都中小企業者等

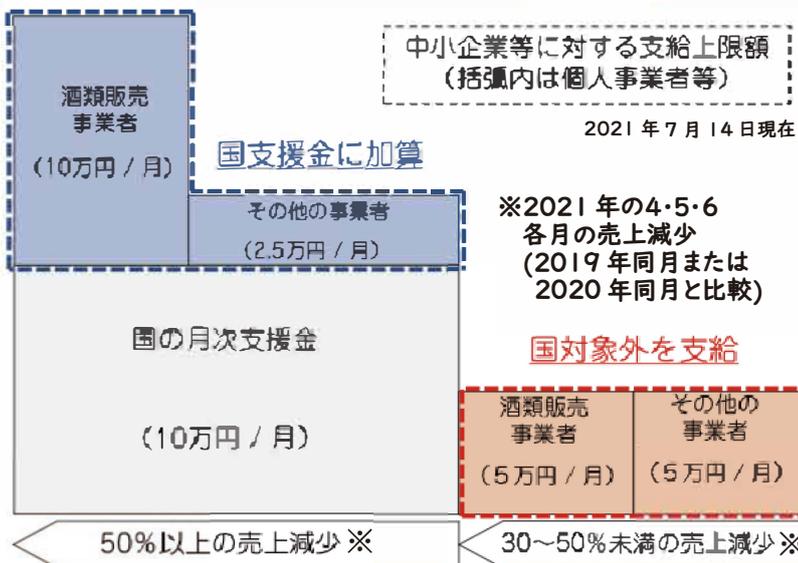
月次支援給付金

申請期間	申請開始	令和3年 7月 1日(木曜日)
	申請期限	令和3年 10月 31日(日曜日)

東京都内中小企業者等の事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するため、国の「月次支援金」(前段参照)に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、東京都独自に支給を実施。**注意:休業要請等の協力金が給付される月は申請不可**



お問い合わせ先(月次支援給付金事務局)
☎ 03-6740-5984
受付時間
9:00~19:00(土日、祝日含む全日対応)



中小企業等による 感染症対策助成事業

助成限度額 **50万円**

備品購入費

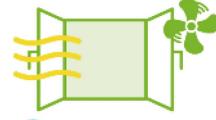


例 CO2濃度測定器、サーモカメラ等の購入費

助成限度額 **200万円**

※換気設備の設置を含む場合
※部材購入費を含む

内装・設備工事費



例 換気設備やパーテーションの設置工事等

助成限度額 **30万円**

消耗品の共同購入費



例 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入費等

都内中小企業者等に対し、業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づき行う取組費用の一部を助成します。
また、3者以上の中小企業者等で構成されるグループでの共同申請及び中小企業団体等については消耗品の購入費も助成対象となります。

都内中小企業者等に対し、ガイドライン等に基づいて実施した感染症対策の費用の一部を助成します。

申請の種類は3パターンあり、それぞれ申請の条件や助成金額などが違うので、次のページで詳細を説明します。

お問い合わせ先
(中小企業等による感染症対策助成事業事務局)

☎ 03-4477-2886

受付時間 9:00~19:00

(土日、祝日は17:00まで)



次のページ

2021年7月14日現在

単独申請コース



申請受付期間 令和3年1月4日～令和3年10月31日[当日消印有効]

助成対象期間 令和3年1月4日～令和3年12月31日

単独申請コース		助成率 3分の2以内 (千円未満切り捨て)	
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 都内中小企業者 (会社および個人事業主) 都内の一般社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人 (NPO法人) 都内の中小企業団体等 	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費 サーモカメラ購入等 ※1点あたり購入単価が税抜10万円以上 内装・設備工事費 換気設備やパーティションの設置工事等
		助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1店舗(事業所)につき50万円 (ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円) ※内装・設備工事費のうち、換気設備の設置を含む場合は200万円 ※助成限度額は、1店舗ごとに適用



単独申請コースでは1点あたりが10万円以上の**備品購入費**、**内装設備工事費**が対象となります。10万円以下の消耗品の場合は次に紹介するグループ申請コースの対象になってきます。

グループ申請コース



申請受付期間 令和3年1月4日～令和3年10月31日[当日消印有効]

助成対象期間 令和3年1月4日～令和3年12月31日

グループ申請コース		助成率 3分の2以内 (千円未満切り捨て)	
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 3者以上の都内中小企業者等で構成される事業者のグループ(共同申請) 都内の中小企業団体等 	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品の共同購入費 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入等 ※1点あたりの購入単価が税抜10万円未満
		助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1点あたり10万円未満の単価の消耗品を対象に30万円 ※グループ構成企業数にかかわらず、1グループあたり30万円



グループ申請コースでは1点あたりの単価が**10万円未満の消耗品の購入費**が対象になります。補足として感染症対策に直接関係するものや市販品に限ります。大切なのが**自分1人だけでは申請ができない**という点です。必ず3者以上でグループを作り、代表者を決めていただき共同で申請をする必要があります。

コロナ対策リーダー配置 飲食店等の申請コース



申請受付期間 令和3年4月23日～令和3年10月31日

助成対象期間 令和3年4月1日～令和3年10月31日

コロナ対策リーダー配置 飲食店等の申請コース		助成率 5分の4以内 (千円未満切り捨て)	
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都による研修を修了した「コロナ対策リーダー」を配置した都内店舗を運営する以下の中小事業者等 ●中小企業者(会社及び個人事業主) ●一般財団法人、一般社団法人等 	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 指定する消耗品の購入費 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入 ※1点あたりの購入単価が税抜10万円未満
		助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> 1店舗あたり3万円 ※助成限度額は、1店舗ごとに適用



飲食店等の申請コースでは**コロナ対策リーダーを配置している飲食店**が申請できるコースであり、団体による申請や中小企業グループによる共同申請はできませんのでご注意ください。こちらもグループ申請コースと同じく1点あたりの単価が**10万円未満の消耗品の購入費**となっています。

詳しい申請方法や該当する経費の種類、資料の詳細については

QRコードの読み取りもしくは、「中小企業等による感染症対策助成事業」で検索!

<広告>



<広告>

庭手入れ

剪定・伐採
芝刈・除草

お蔭様で20周年
技能士親子で丁寧な仕事



〈雑草対策〉
マサ土敷込他対応
相談見積もり伺います
小平市小川東町
090-3590-8508

あらき

一般住宅・アパート・マンション などの塗装

私本人がお伺いして塗装致しますので、
お安い料金となっております。
詳しくはお電話でお尋ね下さい。

株式会社ホームペイントワタナベ (旧 塗装会社 渡邊)

東村山市久米川町 4-27-52
TEL&FAX 042-392-5562
携帯 090-9374-7243
(8:00 ~ 21:00)



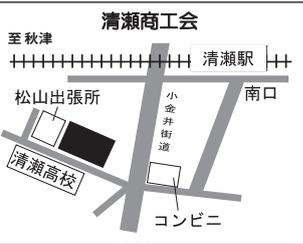
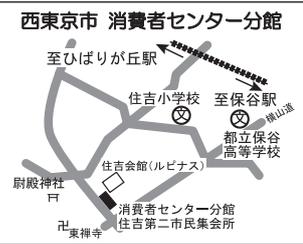
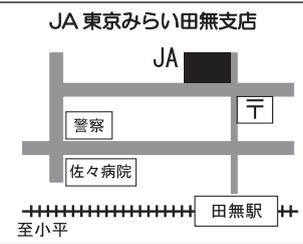
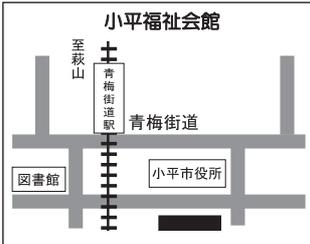
9月・10月の個別指導会

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、急遽指導会を中止する
場合もございます。来場される際は事前に事務局にお問い合わせください。
※東久留米市は会場の確保が困難な為中止となります。

- ★ 指導会受付：午前 10 時～午後 3 時 30 分 問い合わせ先 ☎ 042-394-4523
- ★ 指導会場への直接のお問い合わせや、お車でのご来所はご遠慮ください。
- ★ 決算・申告に関してのご相談は事務局をご利用ください。
- ★ 事務局は、いつでもご利用いただけます。(現在、予約制の為、当日を避けてご予約下さい。)



日 程	会 場	日 程	会 場
9月6日(月)	JA 東京みらい田無支店 2階大会議室	10月4日(月)	西東京市 消費者センター分館 グループ活動室
9月7日(火)	小平福祉会館 第5集会室	10月5日(火)	清瀬商工会 大会議室
9月8日(水)	清瀬商工会 大会議室	10月7日(木)	小平福祉会館 第5集会室
9月9日(木)	西東京市 消費者センター分館 グループ活動室	10月8日(金)	JA 東京みらい田無支店 2階大会議室



指導会・相談会等で来局を予定されている皆様は、手洗い、マスクの着用などの新型コロナウイルスの感染予防をお願い致します。

まちがいさがし

うえのえと、したのえで
まちがいがあるよ！
いくつあるかかぞえてみよう！

みつけておうちのひとに
おしえてあげてね！
ぜんぶみつけれたらいいことが
あるかもしれないよ！！

答えは次号会報にて発表



※ クイズ正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード 3,000円分を
プレゼント！ハガキ又はメールに

- ① お名前 ② 会員番号
- ③ ご住所 ④ 間違い探しの個数
- ⑤ インボイス制度が開始する年(2頁参照)
- ⑥ 会報の感想・書いてほしい事など

を記載して、お送りください。

締切 8月31日(送信日時又は当日消印有効)

郵送宛先：「東村山青色申告会 220号クイズ係」

〒189-0014 東村山市本町 3-8-16

メール宛先：info@aoiro.or.jp

なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

・休館のお知らせ 9月18日(土)は休館とさせていただきます。